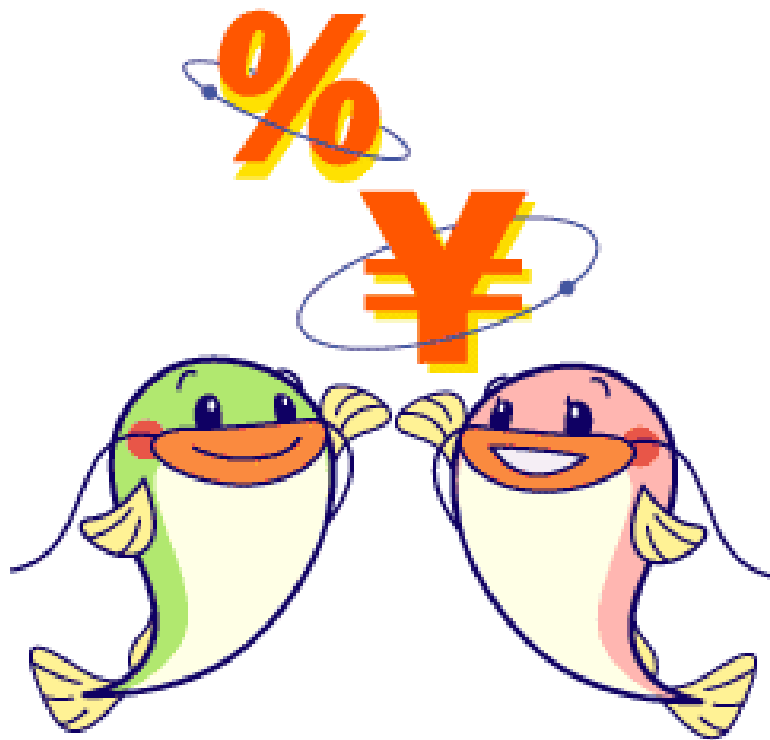


平成19年度決算

バランスシート 行政コスト計算書



吉 川 市
総 務 部 財 政 課

はじめに

財政状況を的確に把握する方法として、従来からの「単年度の現金の収支を中心とした決算」に加え、最近では、企業会計（発生主義）手法を取り入れたバランスシートや行政コスト計算書を作成する市町村が増えています。吉川市でも、市民の皆さんによりわかりやすく財務情報をお知らせし、市民と行政との情報の共有化を図るとともに、財政の透明性を高めるために、バランスシート及び行政コスト計算書を平成14年度決算より作成しています。

バランスシートは、市の資産と負債の状況を明らかにするのに対して、行政コスト計算書は、人的サービスや給付サービス及び発生主義に基づく減価償却費など、市民の皆さんに提供した行政サービス活動のコスト（費用）を明らかにしようとするものです。

※ 注意

数字の単位未満は原則として四捨五入したため合計と内訳の計が一致しないこともあります。

バランスシート

バランスシートとは？

「バランスシート」とは、自治体が住民サービスを提供するために保有している財産（資産）と、その資産をどのような財源（負債・純資産）で賄ってきたかを総括的に対照表示した一覧表です。また、資産合計額と負債・純資産合計額が一致し、左右がバランスしている表であることからバランスシートと呼ばれます。

1. 作成の基本的な基準

(1) 対象とする会計

普通会計を対象としています。

- ・一般会計
- ・老人保健特別会計（老人医療適正化対策関係経費のみ）

(2) 作成の基準日

平成20年3月31日（平成19年度末）を作成基準日とし、出納整理期間（平成20年4月1日～平成20年5月31日）の収支については、作成基準日までに終了したものとして処理しています。

(3) 基礎数値

昭和44年度以降の決算統計データを基礎数値として用いています。

(4) その他

退職手当引当金の算定方法について、平成17年度より推計方式から個別積上げ方式に変更しています。

2. 財務諸表の概要

(1) バランスシート

(2) 附属資料

①有形固定資産明細表

3. バランスシートの説明

(1) 資産の内訳

「資産」は、大きく公共資産、投資等、流動資産に分類されます。

① 公共資産

「公共資産」は、「有形固定資産」と「売却可能資産」から構成されており、資産の大部分を占めています。

「有形固定資産」とは、長期間にわたって住民サービスを提供するために使用されるもので、具体的には、土地、建物などが該当します。ここに計上されている金額は、昭和44年度以降に取得したものの累計額から減価償却の累計額を差し引いた後の金額となっており、吉川市では57,817百万円となっています。

また、「有形固定資産」は、行政目的別に区分されています。これは、自治体が提供する住民サービスの種類が多岐にわたっているため、こういった分野の資産を持っているかを把握することが有用と考えられるためです。吉川市の目的別有形固定資産計上額を見ると、金額の多い順に、生活インフラ・国土保全が24,658百万円、教育が17,716百万円、総務が8,151百万円となっています。道路などのインフラ整備（生活インフラ・国土保全）、学校や文化・体育施設など教育文化施設の整備（教育）などに力を入れてきたことがわかります。

② 投資等

「投資等」には、公社や第三セクター等への出資金や貸付金、基金、回収期限が到来してから1年以上回収できていない債権（長期延滞債権）などの資産が計上されています。

・ 投資及び出資金

「投資及び出資金」のうち主要なものは、公社や第三セクター等に対する出資金・出えん金です。これらは、公社や第三セクター等を通じた行政サービスの提供に活用されているものです。

・ 貸付金

「貸付金」には、中小企業振興などの産業振興目的の貸付金や、入学準備資金の教育関係の貸付金などがあります。吉川市では3百万円計上されています。

なお、返済期限が到来しているにもかかわらず回収されていない貸付金は、「未収金」あるいは「長期延滞債権」として別に計上されるため、「貸付金」に計上されている金額は、返済期限未到来の債権の額ということになります。

・ 基金等

基金には、特定の目的のために資金を積み立てる（資金を使用する際は、積み立てた基金を取り崩して使用する）「特定目的基金」と、特定の目的のために定

額の資金を運用する（資金を使用する際は、基金の運用益を使用する）「定額運用基金」があります。貸借対照表では、「退職手当目的基金」と「その他特定目的基金」が特定目的基金に該当し、「土地開発基金」と「その他定額運用基金」が定額運用基金に該当します。これらは将来の支出に対する財源の備えといえます。吉川市では、その他特定目的基金に 505 百万円計上されています。

また、「基金等」には、基金のほかに「退職手当組合積立金」も含まれます。退職手当組合とは、職員に対する退職手当を安定的かつ効率的に支給するため、退職手当の支給に関する事務等を共同処理している団体です。退職手当組合に加入している場合、退職手当組合が保有する資産のうちその団体の持分については将来の退職手当の支給原資となるため資産に計上されます。したがって、退職手当組合に加入しているにもかかわらず退職手当組合積立金が計上されていない場合は、退職手当組合に対する負担金の納入不足が生じていることになり、それらも含めて将来に負担金の納入が必要となります。

- ・ 長期延滞債権

「長期延滞債権」とは、納付期限や回収期限から 1 年以上経過しているにもかかわらず、いまだ収入されていない債権を指します。吉川市の場合は 547 百万円計上されていますが、これらを減少させていく、あるいはできる限り発生させないようにする必要があります。「長期延滞債権」はできる限り少ないほうがよいといえるでしょう。

- ・ 回収不能見込額

「貸付金」及び「長期延滞債権」のうち回収不能となることが見込まれる金額を「回収不能見込額」として表示しています。回収不能となる金額は、個別の債権ごとに、あるいは過去の回収不能実績をもとに一括して見積もります。なお、「回収不能見込額」は必ずしも小さければよいとはいえないことに注意が必要です。なぜなら、回収不能額を甘く見積もっている場合、過去の回収不能実績が実態を正しく表しているか（実質的に回収不可能な債権を適時に不納欠損処理しているか）が重要となります。

③ 流動資産

「流動資産」には、現金、必要に応じてすぐに使える基金、税金等の未収入金が計上されます。

- ・ 現金預金

「現金預金」には、「財政調整基金」、「減債基金」、「歳計現金」があります。「財政調整基金」や「減債基金」は将来の収入減や不測の支出、地方債の償還に備えて積み立てている基金です。これらの残高が多ければ今後の財政運営に比較的余裕があるといえます。また、「歳計現金」はその年度の収入から支出を差し引い

た残高です。吉川市ではこれらが合計で 1,473 百万円計上されます。

- ・ 未収金

「未収金」は、その年度の歳入として調定したが、まだ収入がないものを「地方税」と地方税以外の「その他」に区分して表示しています。なお、納付（回収）期限から 1 年以上経過した債権は長期延滞債権に計上されますので、「未収金」には、滞納期間が 1 年未満の債権のみが計上されていることとなります。また、長期延滞債権と同様に回収不能見込額も計上されます。

吉川市では、地方税とその他を合わせて 250 百万円の未収金が計上されていますが、回収不能見込額を差し引くと、そのうち将来収入が見込まれる金額は 230 百万円であることがわかります。

(2) 負債の内訳

「負債」は、固定負債、流動負債に分類されます。

① 固定負債

「固定負債」とは、貸借対照表日の翌日から 1 年以降に支払や返済が行われる予定のものをいいます。

- ・ 地方債

「地方債」には、地方債のうち翌々年度以降に償還されるものが計上されます。したがって、地方債残高の総額は、固定負債の「地方債」と流動負債の「翌年度償還予定地方債」を合計したものであることに注意する必要があります。吉川市の場合、固定負債の「地方債」には 10,596 百万円計上されており、「翌年度償還予定地方債」と合計した地方債残高の総額は、11,780 百万円となっています。

- ・ 長期未払金

「長期未払金」とは、既に物件の引渡しやサービスの提供を受けたものについてまだ支払っていない額、あるいは債務保証や損失保証の履行が決定した額などです。

- ・ 退職手当引当金

「退職手当引当金」は、職員が当該年度末時点で退職した場合に必要な退職手当額であり、将来職員が退職した時点で支払う必要がある金額です（実際に退職する時点ではさらに大きい金額となります）。したがって、退職手当引当金に見合う「退職手当目的金」や「退職手当組合積立金」が計上されていない場合、その差額分の退職手当の支払いは将来の税収などにより賄わなければならないこととなります。

吉川市では、3,792 百万円の退職手当引当金が計上されていますが、これに対

して退職手当組合積立金は 1,270 百万円計上されていますので、残りの 2,522 百万円を将来の収入などで賄わなければならないことがわかります。

② 流動負債

「流動負債」とは、1 年以内に支払や返済をしなければならないものをいいます。

・ 翌年度償還予定地方債

地方債のうち翌年度償還予定額です。

・ 短期借入金（翌年度繰上充用金）

収支不足が発生した場合は翌年度の予算から前借りすることになりますが、この前借り額（収支不足額）が「短期借入金（翌年度繰上充用金）」として計上されます。

・ 未払金

固定負債の長期未払金が翌々年度以降の支出予定額であるのに、翌年度支出予定額は「未払金」として計上されます。

・ 翌年度支払予定退職手当

「翌年度支払予定退職手当」とは、職員に支払う退職手当のうち翌年度支払予定額です。したがって、「翌年度支払予定退職手当」と固定負債の「退職手当引当金」とを合計した額が職員が現時点で退職した場合に必要な退職手当の合計額となります。

なお、退職手当組合に加入している団体については自団体から退職手当を支払いませんので、翌年度支払予定退職手当は計上されません。

・ 賞与引当金

「賞与引当金」とは、翌年度に支給される賞与のうち当年度に発生した部分です。吉川市の場合、平成 20 年度に支給する賞与のうち 230 百万円が平成 19 年度に既に発生していることがわかります。

(3) 純資産の内訳

「純資産」は、公共資産等整備国県補助金等、公共資産等整備一般財源等、その他一般財源等、資産評価差額に分類されます。

① 公共資産等整備国県補助金等

「公共資産等整備国県補助金等」とは、住民サービスを提供するための財産を取得した財源のうち国・県から補助を受けた部分です。したがって、公共資産等

整備国県補助金等の計上額が大きい場合、国庫補助金等によって公共資産等を整備してきた部分が大きいことがわかります。

② 公共資産等整備一般財源等

「公共資産等整備一般財源等」とは、住民サービスを提供するための財産を取得した財源のうち、上記の国県補助金等と（建設）地方債を除いた部分です。

③ その他一般財源等

「その他一般財源等」とは、公共資産等以外の資産から公共資産等整備財源以外の負債を差し引いた額です。したがって、翌年度以降に自由に使用できる財源ということになります。

④ 資産評価差額

「資産評価差額」とは、「売却可能資産」の取得価額と売却可能価額との差額や「投資及び出資金」のうち市場価格のある有価証券の取得価額と時価との差額などです。資産の再評価により増加あるいは減少した額が計上されます。

吉川市の場合、「公共資産」と「投資等」の合計額 60,110 百万円に対して、約 10%を将来負担（地方債）、約 16%を国庫補助金等で賄い、残りの約 74%を一般財源等により負担済みであることがわかります。

また、その他一般財源等は 10,217 百万円のマイナスとなっています。翌年度以降に自由に使用できる財源がマイナスということは、すなわち、翌年度以降の負担額のうち 10,217 百万円については用途がすでに拘束されているということになります。具体的には、退職手当引当金や赤地地方債など資産形成につながらない（将来に負担のみを残している）負債に対してそれらの支出に対する備えが蓄えられていないことを表しており、その他一般財源等のマイナス額が大きいことは好ましいことではありません。ただし、吉川市が例外的なわけではなく、多くの団体は多かれ少なかれその他一般財源等はマイナスになるものと思われれます。特に、臨時財政対策債の赤字地方債は、地方交付税の代替措置として発行が認められたものであり、償還財源は将来の地方交付税収入により賄うことが見込まれています。

（4）注記

① 他団体及び民間への支出金により形成された資産

地域住民のための資産整備は、自団体で行う資産整備以外に他団体及び民間への支出金により形成されますので、貸借対照表に計上された資産にこの注記金額を合算して見ることにより、全体でこれまでにどれだけの資産整備を行ってきたかがわかります。

② 債務負担行為に関する情報

「債務負担行為に関する情報」には、貸借対照表の「長期未払金」「未払金」に計上されたもの以外に将来負担となる可能性があるものが計上されています。

吉川市の場合、物件の購入等が 1,036 百万円、債務保証又は損失補償を行っているものが 3,964 百万円、その他が 678 百万円となっています。これらはすぐに負担が発生するものではありませんが、その内容や今後の推移に注意が必要です。

③ 交付税措置地方債の金額

地方債の中には、その償還財源として地方交付税収入が見込まれるものが存在します。その金額が注記されています。

吉川市では、地方債残高 11,780 百万円のうち、823 百万円については、将来の地方交付税の算定基礎に含まれることが見込まれています。ただし、これはあくまで地方交付税の算定式に含まれるというだけであり、必ずしも 823 百万円が将来地方交付税として交付されるというわけではないことに注意が必要です。

④ 普通会計の将来負担に関する情報

自治体財政健全化法が公布され、地方公共団体の財政健全化の枠組みが大きく変わりましたが、健全化を判断する比率の一つである「将来負担比率」に関する情報が記載されています。普通会計の将来負担として見込まれる金額及び将来負担を軽減する財源として見込まれる金額がわかります。

吉川市では、21,990 百万円の将来負担に対して 13,189 百万円の将来負担軽減資産があり、純額の 8,801 百万円が普通会計の将来負担すべき実質的な負担額となっています。

⑤ 土地及び減価償却累計額

有形固定資産のうち土地の金額と減価償却累計額が注記されています。これにより土地以外の償却資産の金額もわかりますので、どの程度減価償却が進んでいるかを把握することができます。

行政コスト計算書

行政コスト計算書とは？

「行政コスト計算書」は、4月1日から翌年の3月31日までの1年間の行政活動のうち福祉活動やごみの収集といった資産形成に結びつかない行政サービスに係る経費とその行政サービスの直接の対価として得られた財源を対比させた財務書類です。

1. 作成の基本的な基準

(1) 対象とする会計

バランスシートと同様に普通会計を対象としています。

(2) 計上するコストの範囲

当該年度において、市民に提供した行政サービスに要した費用のうち、資産形成につながる支出を除いた現金支出に減価償却費、不納欠損額、退職給与引当金といった非現金支出を加えたものを計上しています。

2. 行政コスト計算書の説明

(1) 性質別行政コストの内訳とコスト構造

吉川市の行政コスト計算書を性質別にその内訳を見ると人件費は2,983百万円、物件費は2,060百万円、補助金等は2,043百万円となっています。このように経常行政コストを性質別に見た内訳のことをコスト構造といいます。同じ行政サービスを提供するにしても、職員自らがその活動を行えば人件費の金額の割合が大きくなります。一方で、外部の団体等に委託しその団体がサービスを提供すると、物件費の割合が高くなります。その他にも、自前の施設を用いて行政サービスを提供する自治体は減価償却費の割合が高くなり、施設を賃借し行政サービスを提供する自治体では物件費の割合が高くなります。このように、どのような手法で行政サービスを提供するかによってコスト構造は異なることになります。逆の言い方をすれば、コスト構造を他の自治体と比較することで、その自治体の行政サービス提供の特徴を見出すことができます。

コストの性質別の違いは、コスト削減の糸口を見つけるのにも役立ちます。例えば過去の支出によって決まる減価償却費は、一般にコスト削減の対象とすることは困難です。これに対して物件費は毎年その額が決定されるため、コスト削減

の余地は減価償却費よりは大きいと考えられます。また、社会保障給付は法律などの制度にしたがって給付されるものが多く、コスト削減のためには制度変更が必要となるものも少なくありません。このように性質別のコスト構造を分析することは、コスト削減の難しさの程度やコスト削減のためにどのようなことが必要かを考える上での第一歩となります。

さらに性質別のコスト構造の検証は、将来の経常行政コストを予測する上でも役立ちます。吉川市の行政コスト計算書では、人件費は2,983百万円、社会保障給付は2,152百万円です。仮に今後10年で職員が10%削減される（ただし一人当たり人件費は同額とする）とすれば、人件費は2,685百万円程度になることが予想されます。また、今後高齢化が進み、10年後には社会保障給付を受ける人が20%増加するとすれば、社会保障給付は2,582百万円に増加することが予想されます（これも一人当たりの給付額は同額とする）。このように、将来の見通しを性質別行政コストの項目ごとにシミュレーションすることで、ある程度将来経常行政コストを予測することが可能になります。

（2）目的別行政コストの内訳とコスト構造

経常行政コストを目的別に見ていくことで、その自治体がどのような行政分野に力を入れているかを把握することができます。例えば、大都市周辺の自治体であれば、教育にかかる経常行政コストの割合が高くなる場合があります。これは大都市圏で働く保護者の児童のための教育サービスを充実させていることがその理由の一つとして考えられます。また海岸に面する自治体であれば、護岸整備などを行っている影響から、生活インフラ・国土保全の割合が高くなります。さらに立派な庁舎を所有する自治体では、目的別には総務、性質別には減価償却費の割合が高くなります。

どのような手法で行政サービスを提供するかは、目的別に見たコスト構造にも影響を与えます。例えば、し尿処理を自前の施設を使用して行った場合、環境衛生の人件費、物件費及び減価償却費が大きくなります。一方、一部事務組合を設立し、その組合でし尿処理を行うとともに、自治体が組合に負担金を支出している場合には、環境衛生の人件費や減価償却費は自前の場合より少なくなります。環境衛生の負担金は自前の場合より大きくなります。

（3）経常収益の内訳と分析

経常収益は、性質別には使用料・手数料と分担金・負担金・寄附金に分けて表示します。使用料・手数料は、施設を利用した際に徴収する料金など、いわゆる受益者負担の1年間の調定額を表しています。分担金・負担金・寄附金もそれぞれ1年間の調定額を表しています。

これらの経常収益を教育、福祉、環境衛生などの目的別に見ることで、どのような行政分野がどの程度の受益者負担で賄われているかを見ることができます。

おわりに

バランスシートにより、吉川市が行政サービスのための提供可能な資産をどれくらい保有しているか、その見返りとして将来世代の負担となる地方債債務などをどれくらい負っているのか、また、今までの行政活動の中で使われた返済義務を負わない資産がどれくらいあるのかなどを把握することができます。また、行政コスト計算書では、行政サービスを受ける便益と費用とを対比することができます。

また、平成18年5月には総務省より「新地方公会計制度研究会報告書」の取りまとめが行われ、地方公共団体には新たな手法による財務諸表の作成が求められています。吉川市におきましても、より精度の高い財務諸表の作成に向けて引き続き研究・検討を重ね、吉川市の財政状況をいろいろな角度から分析し、今後の財政運営や政策形成を行う上で、財務諸表を有効な判断材料として活用していくとともに、市民の皆さんにわかりやすく市の財政状況をお伝えできるよう取り組んでまいります。